

避難計画策定の手引きの改定構成案

- 改定案では、手引きを大きく次のような構成とする。

【解説編】

- 避難計画策定の目的、計画の位置付け、計画検討体制や手順などをわかりやすく解説する。
- 現行手引きの1～4-3に相当する部分であるが、各機関による避難計画策定の促進につながる内容をめざす。

【計画策定編】

1 計画の前提となる火山現象と避難対象地域の考え方

- 火山ハザードマップによる火山現象の到達（影響）範囲と火山の利用形態を踏まえた避難対象地域の設定の考え方について示す。

2 噴火警戒レベル、噴火シナリオを踏まえた避難計画

- 各火山における噴火警戒レベルの設定方法や噴火シナリオ等を踏まえ、突発的噴火が発生した場合や噴火警戒レベルがあらかじめ引き上げられた場合を中心に避難のあり方を示す。

3 防災体制

- 平常時と噴火時等における体制のあり方を示す。
- 噴火時等における市町村・都道府県の体制、火山防災協議会の役割、火山専門家の役割、合同本部会議の開催方法等のあり方について示す。
- 必須構成機関以外の機関についても、火山地域の特性に応じてとりあげ、必要な役割を整理する。

4 情報収集・伝達（広報）

- 地域住民、登山者・観光客、集客施設等への情報伝達体制・伝達手段等のあり方について示す。
- 噴火時等における火山防災協議会構成機関の情報共有体制、統一のとれた情報発信体制のあり方について示す。
- 風評被害軽減のための情報発信体制のあり方についても留意点を示す。
- 正確なリスク情報の情報発信体制のあり方について示す。
- また、火山の異常現象発見時の通報体制について示す。

5 入山規制の対応

- 想定されるケースや噴火警戒レベルに対応した入山規制等の範囲の定め方、実施体制、

規制範囲の縮小・解除の判断体制について示す。

6 避難対応

- 想定されるケースや噴火警戒レベルに対応した住民、登山者・観光客、避難促進施設の避難対応、避難先（指定避難場所、指定避難所等）・避難経路の設定方法について示す。
- 避難促進施設の避難誘導においては、行政機関等の役割、支援のあり方について記載する。
- また、要配慮者の避難対応や家畜の避難等についても示す。

7 救出・救助

- 登山者の緊急下山、孤立地域における住民避難等における救出・救助体制のあり方について示す。
- 住民、登山者・観光客等の救出・救助における、関係機関の役割について整理し示す。

8 交通規制

- 入山規制等に応じた道路規制、公共交通機関等の交通規制のあり方について示す。
- 住民避難等を円滑に行うための避難路、輸送道路の確保について示す。

9 広域避難の体制

- 市町村界を越える避難における、避難ルートや避難先の確保、避難者の搬送手段の確保体制について示す（市町村間の調整、火山防災協議会の役割等）。

10 避難後の対応

- 火山災害の特殊性により避難が長期化する場合がある。その際に留意すべきことについて示す。
- 登山者・観光客等の帰宅促進、避難対象地域の治安などについて留意すべき点を示す。

11 避難促進施設への支援

- 避難促進施設の指定や避難確保計画作成のための支援方法などについて示す。
- また、火山地域の特性や施設に応じた留意点を示す。

12 防災訓練、普及啓発活動

- 住民や避難促進施設等の参加による避難等の実働訓練、本部立上げなどの図上訓練などの紹介
- また、登山者や観光客等が自ら命を守るための、啓発・普及のあり方について示す。
- 生徒・児童への防災教育の積極的な実施について示す。

【参考資料】

- 計画策定に向けて参考となる事例、火山防災の知識に関する参考資料を紹介する。